

花と緑の学習園講習室使用の許可等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花と緑の学習園の講習室の使用許可等について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 講習室(附属設備を含む)を使用しようとする者は、この要領で定めるところにより、あらかじめ公園・海岸課長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 公園・海岸課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。ただし、公園・海岸課長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 使用目的が緑化推進や園芸に関すること以外を目的とするとき。
- (2) 使用目的が専ら営利を目的とするとき。
- (3) 公安、風俗その他公益を害するおそれのあるとき。
- (4) 講習室を損傷するおそれのあるとき。
- (5) その他使用を不相当と認めるとき。

3 公園・海岸課長は、使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(目的外使用等の禁止)

第3条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第4条 公園・海岸課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じて市は、これに対して賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第5条 使用者は、講習室の使用を終わったとき、又は第4条第1項の規定により、使用許可を取消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者より徴収する。

(使用者の管理義務)

第6条 使用者は、使用中講習室を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、使用中に、講習室を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(供用時間)

第7条 講習室の使用時間は、花と緑の学習園の休館日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、実施する行事等のため使用する場合は公園・海岸課長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(使用許可の申請等)

第8条 第2条の規定により講習室の使用許可を受けようとする者は、花と緑の学習園講習室使用(変更)許可申請書(様式第1号)を公園・海岸課長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の使用許可の申請は、使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から受け付ける。ただし、公園・海岸課長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(許可書の交付)

第9条 公園・海岸課長は、講習室の使用を許可したときは、花と緑の学習園講習室使用(変更)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者が講習室の使用を取消そうとするときは、直ちに花と緑の学習園講習室使用取消申請書(様式第3号)に許可書を添えて公園・海岸課長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者及び入園者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用人員は、使用場所の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 花と緑の学習園の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (5) 使用後は、清掃及び整頓をすること。
- (6) その他、花と緑の学習園職員の指示を遵守すること。

(損傷又は滅失の届出)

第12条 使用者は、講習室を損傷し、又は滅失したときは、直ちに花と緑の学習園講習室損傷・滅失届(様式第4号)により公園・海岸課長に届出なければならない。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、公園・海岸課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する